

【中小企業省力化投資補助金】

(一般型) 承継等事業主体が変更となる場合の注意事項

一般型の申請において、補助事業の実施主体を変更することは、原則認められません。事業承継を行う可能性のある事業者は、以下の注意事項をよくご確認のうえ、承継前に必ず事務局にご相談ください。

«ご注意ください»

交付決定後、補助事業を他の事業者に承継（個人事業主が法人化することにより、当該補助事業を法人で行う場合を含む）させようとする場合には、事前に事務局の承認を受けなければなりません。事務局への事前連絡なしに承継を行った場合、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

«事業主体の変更が可能となる承継»

1. 対象となる承継

法人番号が異なる法人、もしくは他の個人事業主へと事業を承継する場合

【例】

- ・個人事業主の事業承継
- ・個人事業主の法人化、法人の個人事業主化
- ・吸収合併／新設合併 等

※同一法人における代表者変更の場合は申請情報の変更にあたりますので、承継手続きは不要です。

2. 対象外となる承継

- ・承継後に事務局へ報告した場合（事後申請は承認されません。）
- ・応募申請後～交付決定前に承継する場合



- ・承継先が既に省力化補助金の採択を受け、補助事業を実施している場合
- ・補助事業の一部のみを承継する場合（補助事業の分割は認められません。）
- ・契約書等から事業承継の事実が確認できない場合や、承継により補助事業の実施・要件達成が困難になると見込まれる場合等は、審査の結果、承継が認められない場合があります。

3. 対象となる事業者

承継元

承継

承継先

■ 「承継元」事業者の要件

- ・交付規程、公募要領における補助事業者の要件を満たした状況で承継すること。
- ・交付決定以降の事業を計画どおりに実施していること。

■ 「承継先」事業者の要件

- ・交付規程、公募要領における補助事業者の要件を満たすこと。
- ・承継元事業者が策定した労働生産性や賃上げの目標値を引き継ぎ、達成に向けて取り組めること。
- ・承継に伴い、当初の補助事業計画に大幅な変更や影響が発生しないこと。

4. 承継する上での注意点

- ・承継の結果、従業員数が増加したり、再生事業者に該当するようになっても、補助率や補助上限は変更されません。
- ・承継を理由に労働生産性や賃上げなどの目標値を変更することはできません。
- ・実績報告書は承継に係る計画変更申請の承認後、承継先事業者から提出する必要があります。計画変更審査には時間を要するため、申請日によっては補助事業完了期限日までに補助事業が完了できない可能性があります（これを理由とした期間延長は認められません。）。スケジュールに十分ご注意ください。
- ・承継先の事業者は、補助事業者としての義務の一切を引き継ぎます（補助事業終了後の効果報告提出等）。要件未達の場合は補助金返還の義務も負いますのでご留意ください。

5. 承継の手続きについて

【0】事務局に問い合わせ、事業承継の内容を連絡

【1】事務局の指示に従い書類を提出

提出が必要となる書類の例

- 【様式第2】計画変更等承認申請書
(補助事業者名欄は承継先と承継元の連名)
- 承継に関する契約書等の写し (承継先→承継元の資産譲渡契約書等)
- 承継先事業者の登記事項証明書
- 承継先事業者の株主名簿
- 承継先事業者の決算書類 (直近2期分)
- 承継先事業者の事業概要書

※承継事実の確認のために、他にも提出書類が発生する可能性があります。

【2】事務局において審査の上、承継が認められる場合、計画変更等承認通知書を発行します